

## 岡山県屋外広告物規則事務取扱要領

(趣旨)

第1条 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。)及び岡山県屋外広告物規則(昭和41年岡山県規則第27号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(申請書等の様式)

第2条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 規則第3条第1項に規定する屋外広告物表示(掲出物件設置)許可申請書 様式第1号
- 二 規則第4条に規定する屋外広告物表示(掲出物件設置)完了届 様式第2号
- 三 規則第11条第1項に規定する屋外広告物表示(掲出物件設置)更新許可申請書 様式第3号
- 四 規則第3条第1項及び第11条第2項に規定する点検の結果
  - ア 条例第12条の3第2項本文の規定による屋外広告物(掲出物件)自己点検結果報告書 様式第4号
  - イ 条例第12条の3第3項本文の規定による屋外広告物(掲出物件)資格者点検報告書 様式第4号の2
- 五 規則第12条第1項に規定する屋外広告物(掲出物件)変更(改造)許可申請書 様式第5号
- 六 規則第16条に規定する屋外広告物(掲出物件)除却完了届 様式第6号
- 七 規則第19条に規定する屋外広告物管理者設置届 様式第7号
- 八 規則第19条に規定する屋外広告物設置者(管理者)変更届 様式第8号
- 九 規則第22条第1項に規定する屋外広告業登録申請書 様式第9号
- 十 規則第22条第3項に規定する屋外広告業登録済証 様式第10号
- 十一 条例第21条の3第2項に規定する誓約書 様式第11号
- 十二 規則第22条の2第1項2号に規定する略歴書 様式第12号
- 十三 規則第22条の3第1項に規定する屋外広告業登録事項変更届出書 様式第13号
- 十四 規則第22条の4及び規則第22条の8第6項に規定する屋外広告業廃業等届出書 様式第14号
- 十五 規則第22条の5に規定する屋外広告業者が掲げる標識 様式第15号
- 十六 規則第22条の8第1項に規定する特例屋外広告業届出書 様式第16号
- 十七 規則第22条の8第3項に規定する特例屋外広告業者が掲げる標識 様式第17号

式第 17 号

十八 規則第 22 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定する特例屋外広告業届出事項  
変更届出書 様式第 18 号

十九 規則第 22 条の 8 第 7 項に規定する特例屋外広告業届出済証 様式第 19  
号

二十 規則第 23 条第 4 項に規定する屋外広告物講習会受講申込書 様式第 20  
号

二十一 規則第 23 条第 5 項に規定する屋外広告物講習会修了証書 様式第 21  
号

(提出部数)

第 3 条 規則及びこの要領の定めるところにより知事又は県民局長に提出する  
書類の部数は次のとおりとする。

- 一 前条第 1 号、3 号及び 5 号 正本一部及び副本一部
- 二 前号に掲げる書類以外の書類 正本一部

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 4 条 第 2 条第 1 号、3 号、14 号、16 号、18 号及び 20 号の規定による申請  
(以下「申請書等」という。)については、電子情報処理組織(県の使用に係  
る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請等をする者の使用に係る電子計算  
機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法に  
より行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通  
信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 16 年岡山県規則第 18 号)及び  
岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領(平成 16  
年 3 月 23 日制定)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の岡山県屋外広告物規則事務取扱要領に定める様式  
による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年11月1日から施行する。